

後見センターだより（第35回）

1 はじめに

令和4年4月1日からスタートした第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）では、後見等¹事件の多様な担い手の確保・育成の推進がうたわれており、本人の意思、特性、生活状況等に応じた適切な後見人等²の選任・交代を実現するためには、専門職後見人及び親族後見人のほか、市民後見人及び法人後見といった多様な主体が各地域に存在している必要があるとされています。

本稿では、このような担い手の確保等に向けた取組のうち、市民後見人に着目し、大阪家裁管内における市民後見人の養成・活動支援の概要をご説明するとともに、その活躍の場を広げる方策の一つとして、市民後見人に適した事案を専門職後見人から市民後見人へ引き継ぐリレー方式をご紹介し、市民後見人に対する活動支援の在り方を検討してみたいと思います。

2 大阪家裁管内の市民後見人³

(1) 市民後見人の養成・活動支援

大阪家裁管内では、大阪市については大阪市成年後見支援センター、堺市については堺市権利擁護サポートセンター、その他の府下市町村については大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室が、それぞれ市民後見人の養成・活動支援を行っています⁴。

¹ 成年後見、保佐、補助を総称して「後見等」という。

² 成年後見人、保佐人及び補助人を総称して「後見人等」という。

³ 本項全体について、大島雅弘「大阪家庭裁判所における市民後見人の選任・監督の現状と課題」（実践成年後見86号（2020.5）23頁）参照。

⁴ 大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室は、平成31年4月以前は「大阪後見支援センター」と呼称されていた。同推進室はいわゆる中核機関としての機能を担う組織ではないが、便宜上、本文の3機関を一括して「各センタ

市民後見人になろうとする市民は、各センターが実施する市民後見人養成講座において、弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職をはじめとした実務家や学識経験者による基礎講習・実務講習等を受講した上で、市民後見人バンクに登録され、選任を待つことになります⁵。また、バンク登録後も、そのスキルアップやモチベーション維持のため、バンク登録者研修が実施されています。

選任後は、各センターと各市町、各市の委託を受けた社会福祉協議会が対応する日常的な相談とともに、専門職による、半年ごとの定期相談⁶や、課題が生じた際に必要に応じて行われる随時相談等によって継続的なサポートが行われており、市民後見人の養成・活動支援のいずれにおいても、専門職の協力の下、非常に充実した体制がとられています。

(2) 大阪家裁管内の市民後見人の特徴

大阪家裁管内で活動する市民後見人の特徴としては、①後見監督人や複数後見人を選任せず、市民が単独で受任し、後見終了まで後見事務を行うこと（単独受任方式）及び②市民が無報酬のボランティアで活動すること（無報酬原則）が挙げられます。これらの特徴は、市民が、後見人としての自覚と責任をもって活動することや、後見事務を通じた社会貢献において高い志やモチベーションを維持することにつながると考えられています。

大阪家裁において、市民後見人を初めて選任したのは平成20年1月のことですが、それから今日まで、①単独受任方式及び②無報酬原則に則った市民後見人の活動が継続できているのは、市民後見人の熱意もさることながら、

「一」と言うことがある。

⁵ 主な選任対象は、首長申立事件において受任調整会議等により後見開始当初から市民後見人相当とされる事件のほか、後に紹介する専門職後見人から市民後見人へのリレーが相当とされる事件などである。

⁶ 家庭裁判所に対する定期報告前にその都度行われる。選任直後においては、最初の打合せ、初回財産目録等提出前、受任3か月目にも専門職の定期相談が行われており、特に手厚くなっている。

先に述べたとおり、各センターが専門職の協力を得て実施してきた養成・活動支援により、市民後見人の適格性が担保され、高い志や能力が維持されてきたことが大きいといえます。

家庭裁判所の立場からみても、市民後見人の後見事務の定期報告において、
5 遅延や報告内容の不備が問題になる例は見当たらず、今まで市民後見人による不正が報告されたこともありません。このような事務の適正もまた大阪家裁管内における市民後見人の養成・活動支援の充実ぶりを示すものといえるでしょう。

10 3 市民後見人による後見事務の特徴

市民後見人は、自身と同じ地域で生活する本人を支援することになるため、
その地域における共通の知識や話題により関係を構築しやすくなり、かつ、地
域の実情に応じた後見活動を行うことができるという利点があります⁷。また、
市民後見人は、社会貢献として後見事務を行う立場ですから、専門職後見人と
比べて、時間のゆとりをもって本人に接することができ、週1回程度の面談を
15 重ねることで、本人の様子を細かく確認するとともに、本人の好き嫌いや要望
を引き出し、その意思を丁寧にくみ取ることが可能となります。その過程で、
本人の発語が増えてコミュニケーション能力が向上したり、自分らしさを取り
戻して生きる気力、活力がより充実するといった効果も期待できます。

20 このように、地域住民同士の信頼関係を土台として、きめ細やかな身上保護
や意思決定支援に資する活動ができることが、市民後見人の後見事務の特徴で
あり、最大の強みであるといえます。大阪家裁で管理継続中の市民後見人の選
任事件においても、定期報告等を通じ、市民後見人の強みを生かした身上保護

⁷ 市民後見人がその強みを生かして地域社会で活動すること自体が地域共生社会の実現に資するものと考えられ、第二期計画ではこの観点も重視して市民後見人等の育成・活動支援を推進するものとされている。

等の事務が行われていることを実感しています⁸⁹。

以上のとおり、市民後見人は、法律や福祉の専門家ではないものの、その後見事務において、専門職後見人とは異なる利点、強みを持っています。したがって、その位置付けとしては、単に不足する専門職後見人を補充し代替するものではなく、独自の特性を持った後見事件の担い手と捉えるべきであり、その強みを発揮できる類型の事案を、積極的に受任することがふさわしいといえます。

4 市民後見人の選任に適したケース

専門職後見人は、その法律や福祉の分野における専門性を活かし、本人の抱える法的・福祉的課題を解決することでその強みを発揮します。一方、そのような課題がなく、日常的な金銭管理と身上保護が中心であり、かつ、頻繁に訪問・面談することで本人の生活の質が向上すると期待できるようなケースであれば、先に述べた市民後見人の強みを生かすのにふさわしい事案と考えられます。

具体的には、市民後見人の選任が相当な事案として、成年後見類型を前提に、おおむね以下のような要件を満たすことが必要とされています。

- ①急迫した虐待や権利侵害、親族間の係争がない。
- ②現在の居所（近い将来転居が決まっている場合はその予定地）が大阪府内

⁸ なお、ここ数年、新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設入所中の本人との面談が制限されるなど、市民後見人の強みを発揮し難い場面も生じているが、リモートによる面談や施設職員等を通じた細やかな情報収集等、様々な工夫により身上保護を図る努力がなされていると認識している。

⁹ かつて大阪府・大阪市・堺市の3社協合同シンポジウムの席上で、施設に入所している認知症の本人が最も気にかけていたことが「自宅の仏壇の世話」であることに思い至り、施設の部屋に仏壇を運び入れる手配をし、本人の心情の安定に顕著な影響があったという市民後見人の体験談が披露されたことがある。市民後見人による本人への寄り添い方を示すエピソードであるといえよう。

市民後見人支援活動事業実施市町村である。

- ③本人に自虐や他害の行為がない。
- ④預貯金が1200万円未満である。
- ⑤本人と何らかの形でコミュニケーションを図ることができる。
- ⑥不動産の処分、相続、遺産分割や債務整理などの課題がない、又は市民後見人において当該課題に対応できる（弁護士等へ委任するなどにより対応が可能な場合を含む。）。
- ⑦後見事務費を月々の収支又は預貯金から支弁可能である。

後見事件は前記各要件のほかにも様々な要素を含むため、これらの要件を充足する事案が直ちに市民後見人相当であるとはいえないが、少なくとも類型的に市民後見人の強みを生かすことが期待できる事案とはいえるでしょう。したがって、専門職後見人における場合は、担当事件の中に前記各要件を充足するものがある場合は、ぜひ次項の市民後見人へのリレーをご一考頂ければと存じます。

15

5 専門職後見人から市民後見人へのリレー

第二期計画では、適切な後見人等の選任・交代の推進がうたわれており、中でも柔軟な後見人等の交代の必要性が強調されています。先に述べたとおり、本人に法的・福祉的課題が存在する場合には、専門職後見人が選任され課題の解決に取り組むことが多いと思われます。そして、当該課題が解決し、生活状況や財産状況が安定した暁には、専門職後見人から市民後見人へ事件を引き継ぎ、以後は市民後見人がその強みを生かした身上保護や意思決定支援を担うことで、本人の生活の質を更に向上させることができます。

(1) リレー方式のスキーム

こうした専門職後見人から市民後見人へのリレーのスキームは、大阪家裁管内の各センターにおいて、より短期間でスムーズに交代できるよう工夫が

25

重ねられていますので、それぞれ本人の居住地を担当する各センターでの手続きをご確認ください。おおむね共通するところを述べますと、まず、専門職後見人において、一次的に市民後見人へのリレーが相当と考えた場合には、自身の所属団体¹⁰にその旨の情報提供を行い、所属団体は当該事案がリレー相当かどうかを判断するスクリーニングを行います。所属団体がリレー相当と判断した場合、さらに受任調整会議等によってリレー相当かどうかを検討し、相当とされた場合は候補者の選出を行い、候補者の受任の意向を確認した後、最終的に専門職後見人が家庭裁判所に対して辞任選任申立てを行うことになります。

このほか、一部の首長申立てにおいては、後見開始時、特定の課題が解決した後は市民後見人へのリレーを検討することを前提として専門職後見人を推薦するという運用も行われています。課題解決に要する見込み期間を経過した段階で、専門職後見人が課題の進捗状況を確認し、リレーの是非を検討することになります。このスキームでは、専門職後見人が、本人や支援チームとの間で、リレーの見込みについて当初から情報を共有することで、スムーズな辞任・選任と引継ぎが期待でき、リレーの実効性を高める運用と評価できます。

(2) リレー推進とその課題

もっとも、現状、これらのスキームが奏功しているかといえば、その成果はあまり芳しいものとはいえません。三士会¹¹との協議を通じて、専門職後見人が担当する事件のうち、市民後見人選任相当の各要件を充足する事件が相当数存在するとの情報にも接していますが、これらの事件がリレーのスキ

¹⁰ 弁護士であれば大阪弁護士会、司法書士であれば公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、社会福祉士であれば大阪社会福祉士会である。

¹¹ 大阪弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会を指す。

ムに乗るまでにはなおハードルがあるようです。

この点、市民後見人選任相当の各要件を充足するような事件は、専門職後見人からみても、後見事務上さしたる問題がなく、また、既に本人や支援チームとの関係が構築されていることから、あえて交代する必要を感じない、あるいは本人の心情に鑑みて交代しづらい、との声も耳にします。安定した本人の現状を維持しようとする考え方には首肯できるところもありますが、先に述べたとおり、市民後見人は、きめ細やかな身上保護や意思決定支援において独自の強みを持つ後見事務の担い手ですから、こうした市民後見人の強みが生きる事案を積極的に見出し、市民後見人にリレーすることは、現状維持にとどまらず、本人保護の質をさらに向上させる手段として有用なものというべきでしょう。

また、本人及び支援チームとの関係がすでに構築されているため、交代が難しいとの事情も十分理解できるものではあります。しかし、市民後見人の有用性を十分に理解し、本人らとの信頼関係を築けている専門職後見人であれば、身上保護等の強みや無報酬のメリットなどの説明を丁寧に行うことで、本人らの納得を得ることは十分可能と思われます。また、リレーに先立ち、これらの説明や情報共有を十分に行なうことは、その後の本人らと市民後見人とのスムーズな関係構築にも資するものと考えられます。

したがって、専門職後見人におかれでは、市民後見人が活動するのにふさわしい事案を的確に把握し、リレーのスキームに乗せることにつき、ぜひ積極的にご検討いただきたいと思います。

6 おわりに

後見人等の担い手の確保・育成等の重要性が増している中、市民後見人という主体がより成長、発展するためには、各種研修の受講のみならず、実際の選任数を増やし、実務で得た知見を他の市民後見人に還元するなどして全体の経

験値を上げていくことが重要です。市民後見人の養成・活動支援への協力に加え、適切な事案をリレーで引き継ぐことにより市民後見人の活動の幅を広げることは、いまや専門職後見人が果たすべき重要な役割の一つということができます。専門職後見人におかれでは、大阪家裁管内の市民後見人に十全の活躍をしてもらうために、今後とも、市民後見人の養成・活動支援をお願いするとともに、市民後見人の受任増加に向け、今一歩踏み込んだご協力ををお願いできればと存じます。

以上